

○藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(令和6年3月14日告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）について、藤崎町補助金等の交付に関する規則（平成20年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、自転車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPS Cマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの

(2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(3) 使用者 ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

(1) 町内に住所を有し、補助金の交付申請をする年度末時点の満年齢が7歳以上15歳以下であること。ただし、令和5年度に購入した場合は、16歳以下まで対象とする。

(2) 過去にこの補助金（他市町村の同補助金を含む）の交付を受けていないこと

(3) 藤崎町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと

(4) 町税等を滞納していないこと

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、ヘルメット本体の購入費とし、附属品の購入費、送料、ヘルメット購入のための交通費等を含まないものとする。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、3,000 円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者 1 人につきヘルメット 1 個かつ 1 回限りとする。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）

は、藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げるものを添えて、ヘルメットを購入した当該年度末までに町長に提出しなければならない。ただし、令和 6 年度に限り、前年度に購入したヘルメットも補助対象とする。

(1) 領収書の写し等の代金の支払手続きが完了したことを証する書類

(2) 第 3 条第 1 号アからカに掲げる認証の確認ができるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助対象者が未成年者の場合は、その保護者等が申請をするものとする。

（交付の決定）

第 8 条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第 9 条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第 3 条及び第 4 条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) その他町長が補助金の交付を不適當と認めたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金返還命令書（様式第 3 号）により通知するものとする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

[別紙参照]

年 月 日

藤崎町長 殿

申請者
住 所 藤崎町大字 _____
保護者 氏 名 _____ 印
連絡先 _____

藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金第7条の規定により下記のとおり補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 ヘルメット使用者 氏 名 _____
生年月日 平成・令和 年 月 日（ 歳）
学 校 名 _____ 学 校 年 組 _____
- 2 購 入 年 月 日 _____ 年 月 日
- 3 ヘルメット安全基準 SG・JCF・CE・GS・CPSC・その他（ _____ ）
- 4 購 入 金 額 _____ 円（税込）
- 5 補助金交付申請額 _____ 円

※購入金額×1/2（100円未満切り捨て） 上限3,000円

- 6 添付書類 ①代金の支払いが完了したことを証する書類（領収書の写し等）
②安全基準の認証が確認できるもの（認証マーク保証書の写し、写真等）
③振込口座が確認できるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
- 7 補助金振込依頼口座（申請者の口座）

振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協
	支店名	本店・支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人 (申請者本人)	

様式第2号(第8条関係)

番 号
年 月 日

様

藤崎町長



藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 交 付 決 定 額 円
- 2 振 込 予 定 日 年 月 日

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

藤崎町長



補助金返還命令書

年 月 日付けをもって交付した補助金については、藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1	補助事業の名称	藤崎町自転車用ヘルメット購入費補助金
2	返 還 理 由	
3	返 還 金 額	円
4	返 還 期 限	年 月 日まで
5	特 記 事 項	